

日 時 平成29年9月15日(金) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

| | |
|----------|----------|
| 1番 北山一衛 | 2番 三上廣大 |
| 3番 高橋美紀子 | 4番 今大介 |
| 5番 工藤禎子 | 6番 佐々木隆 |
| 7番 後藤秀憲 | 8番 工藤和行 |
| 9番 大久保朝泰 | 10番 大溝雅昭 |
| 11番 工藤和子 | 12番 福士幸雄 |
| 13番 工藤俊広 | 14番 村上啓二 |
| 15番 中田博文 | 16番 村上隆昭 |

欠席議員 (0人)

出席要求による出席者職氏名

| | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 市長 高樋憲 | 副市長 有馬喜代史 |
| 総務部長 小林清一郎 | 企画財政部長 阿保正一 |
| 健康福祉部長兼 福祉事務所長 五十嵐茂幸 | 農林部長 農業委員会事務局長併任 高谷倉英 |
| 商工観光部長 松井良 | 建設部長 三上亮介 |
| 総務課長 選挙管理委員会事務局長併任 真土亨 | 市民環境課長 舘山江 |
| 企画課長 今優 | 財政課長 鳴海淳造 |
| 国保年金課長 木村斉吾 | 福祉総務課長 成田浩基 |
| 介護保険課長兼 地域包括支援センター所長 青木金光 | 農林課長兼 バイオ技術センター所長 中田憲人 |
| 土木課長 鳴海真一 | 上下水道課長 須藤勝美 |
| 農業委員会会長 木立康行 | 選挙管理委員会 委員長 山田明匡 |
| 監査委員 佐藤淳一 | 教育長 山内孝行 |
| 教育部長兼 市民文化会館長 成田秀範 | 社会教育課長兼 青少年相談センター所長 駒井昭雄 |
| 黒石病院 事業管理者 柿崎武光 | 黒石病院 事務局長 村上靖 |

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成29年第3回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成29年9月15日（金） 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第26号 専決処分事項の報告及び承認について（処分第19号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第2号）について）
- 第 3 報告第27号 黒石市財政の平成28年度決算に基づく健全化判断比率について
- 第 4 報告第28号 黒石市公営企業の平成28年度決算に基づく資金不足比率について
- 第 5 議案第52号 平成28年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第53号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第54号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第55号 平成28年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第56号 平成28年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第57号 平成28年度黒石市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第58号 平成28年度黒石市温泉供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第59号 平成28年度黒石市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第60号 平成28年度黒石市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第61号 平成28年度黒石市中川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第62号 平成28年度黒石市上十川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第63号 平成28年度黒石市追子野木財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第64号 平成28年度黒石市温湯財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第65号 平成28年度黒石市袋財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第66号 平成28年度黒石市南中野財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第67号 平成28年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計決算認定について
- 第21 議案第68号 平成28年度黒石市水道事業会計決算認定について
- 第22 議案第69号 平成28年度黒石市下水道事業会計決算認定について

- 第23 議案第70号 黒石市農業委員会の委員等に関する条例制定について
- 第24 議案第71号 黒石市青少年相談センター条例及び黒石市教育研究所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第72号 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第26 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第27 議案第74号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第75号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第76号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第77号 平成29年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第78号 平成29年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第79号 平成29年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第80号 平成29年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第81号 平成29年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第82号 平成29年度黒石市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第83号 平成29年度黒石市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第84号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第4号）
- 第38 議員提出議案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 第39 議員派遣の件

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 木川 一 雄
次 長 幾 田 良 一
次長補佐兼議事係長 村 元 裕
主 査 佐 藤 宏 亮

会議の顛末

午前10時03分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

8番工藤和行議員、11番工藤和子議員を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第26号 処分第19号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第26号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第3 報告第27号 黒石市財政の平成28年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第27号 黒石市財政の平成28年度決算に基づく健全化判断比率についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第4 報告第28号 黒石市公営企業の平成28年度決算に基づく資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第28号 黒石市公営企業の平成28年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第5 議案第52号 平成28年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第22 議案第69号 平成28年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて18件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので御報告いたします。

これより、議案第52号から議案第69号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第52号 平成28年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成28年度黒石市一般会計決算に反対するものであります。

自主財源比率は平成27年度より減少し、依存財源が高くなり、そして地方交付税も減となりました。2014年の消費税増税が人々の暮らしと経済にも打撃を与え、社会保障の改悪で、さらに市民の暮らしは深刻になっております。平成28年度決算は、そこから見て、市民の生活が軽減されるような内容になっているのでしょうか。

1つは、子育て施策の子ども医療費であります。小学校卒業までも実施していないというのは、現在、県内でも最低レベルとなっています。決算ベースで計算していただいたところ、所得制限を導入すれば、おおよそ1,200万円くらいの削減ができるということです。それは、年齢

引き上げを考えると小学校3年生ぐらいまで、財源だけで見ればね、その。入院か通院か、どちらかを選択をすれば、小学校卒業までが可能となるという試算でした。政策判断はあくまでも市長でありますから、新年度に期待するものであります。

次に、就学援助の入学準備金は国も前倒しを認めているのに、検討が長引き方向が出ていない。まず、それを指摘したいと思います。

3つ目は、女性職員の労働時間外勤務のあり方ですが、国の労働経済白書も、女性の働きやすい環境をどうつくるかということで、新たに今、改正が盛り込まれることが議論されようとしています。そういう考え方に、答弁としては背を向けるものとなって、問題がないと、やりくりされているというようなことだったと思いますので、そこを本当に現状と照らし合わせながら検討してほしいが、答弁は冷たかったと。

それから、家庭系ごみ袋なんですけれども、ごみ袋は分別収集の問題なども、いろんな角度から調査・改善・研究が求められていると思います。それは、一つに、先般、清掃施設組合でガスの爆発がありました。これもやっぱり分別の工夫だとか、いろいろと問題を投げかけていると思います。ですから、市民・行政・清掃施設組合も含めて、あり方を整理しながら、どうこの部分、前進していこうかということがこれから求められていると思うんですけれども、平成28年度現在では、それが、ごみ袋の値段なども含めて検討されていなかったということを含めて、これらの内容から反対するもので、いいものもあるんですけれども、反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 4番今大介議員。

◎4番（今大介） 私は、議案第52号 平成28年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について賛成するものであります。

平成28年度は、実質収支額は2億5,688万2,000円の黒字であり、財政調整基金も2億3,315万4,000円増額し、8億2,472万5,000円としたことは、節度ある予算執行の結果であります。このことは、市の大きな課題である財政健全化、そして、今後の実施予定の統合小学校の建設など、大型事業のための財政確保の観点からも評価に値するものであります。

また、厳しい財政状況ながらも、地方創生加速化交付金を活用し、食ビジネスの振興による仕事づくり事業、町村活性化事業と他自治体と広域で取り組む津軽南地域観光「ヒト・モノ・コト」育成事業を大きな柱とし、黒石市まち・ひと・しごと総合戦略の事業を積極的に推進してきたものであります。

さらに、算数・数学「UPる」事業及びやる気「UPる」塾事業の実施は、児童生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図り、心豊かな人を育てる町の実現に貢献するものであります。その他の各施策についても、限られた財源で効果的、かつ有効的に展開していると認められるこ

とから、平成28年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第53号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成28年度国民健康保険特別会計決算に反対するものであります。

黒石市民の国保税を取り巻く状況をどう見るかと考えますと、1つは、滞納状況であります。所得なしでの滞納者は全体の2割を占め、つまり、滞納者の5人に1人は所得なしの世帯だということになります。また、所得なしから、この間答弁いただいた200万円までで、未申告者の滞納を含めると、実にここでの段階の9割を占めています。この傾向は毎年ほとんど変わりません。なぜ払えないでいるのか。税務課も収納課も頑張っているけれども、ここの部分を減らせないのか。それは2つ目、税率による応能と応益割合にあると思います。黒石市は所得割・資産割で52%、均等割・平等割、これは均等割が一人当たり2万8,200円。平等割が2万6,100円。この2つは所得に関係なく一律に来るものですから、所得がなくても1人5万4,300円は税金が来ます。この一律部分の応能益が、もちろん一定の法定減免があるにしろ、重税感となるわけです。3つ目は、4方式の税率がそもそも高いわけです。ですから一世帯当たりの税額も高く、県内10市中上位にあるというふうなことになります。4つ目は、そういう状況に、短期保険証の発行や市役所への保険証のとめ置き、それから差し押さえというふうになってくるわけです。そういう点で私は、これまでも命と健康にかかわる保険証は全てに届けて、滞納対策は別な独自の取り組みをすべきというふうに主張してきました。また、4億円強の黒字分を幾らか充てることができないかと、国保税の引き下げに充てることができないかと訴えてきました。一世帯当たり1万円引き下げても6,000万円。5,000円引き下げても3,000万円あれば、充分引き下げは可能ですと訴えてきました。

国民健康保険法第1条は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると、社会保障に寄与する制度と明確に規定しています。だから、お金のあるなしで差別をされない制度であり、地域住民の中に、人権を守り、法を生かしていくべきと考え主張してきましたが、前進が見られないということもあって、平成28年度の決算に反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私は、議案第53号 平成28年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

本市は、人口構造の高齢化や医療の高度化によって医療費が増加し、厳しい国保運営を強いられております。しかし、その中で積極的に健康づくり施策を進め、医療費抑制の努力をしております。平成28年度から医療費抑制の努力をした市町村を評価、点数化して交付金を交付する、国の保険者努力支援制度が開始され、本市は県内でも最高点を獲得しております。これは、特定健診への取り組みやジェネリック医薬品の利用推進、糖尿病等の重病化予防、保険税収納率の向上施策などに積極的に取り組んだ結果であります。

また、利用可能な補助金などの申請により歳入確保を図るとともに、低所得者や倒産等により解雇された人への保険税負担を軽減しながら、国保会計の健全運営に努めております。

このことから私は、平成28年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第54号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第55号 平成28年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第54号から議案第55号まで、合わせて2件を一括して、質疑、討論、採決いたします。

議案第54号から議案第55号まで、合わせて2件に対する委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

議案第54号から議案第55号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成28年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第55号 平成28年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定についてまで、合わせて2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長(北山一衛) 議案第56号 平成28年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 平成28年度黒石市介護保険特別会計決算に反対いたします。

予算の反対討論でも述べましたが、2000年のスタートから17年がたちましたが、生涯安心の制度がよりよくなってきてでしょうか。それどころか施設不足、施設に入るにも、もっと重くないと入所できない、施設費用が高い、在宅で介護するのも大変という声がよく聞かれます。また、介護保険料は、スタート当初は年金からの天引きもあって、滞納も余り出てこなかったんですけども、現在は滞納者が延べ400人を超えています。滞納していると給付制限があり、サービス負担が1割から3割へというふうになります。そして、高額介護サービス費の基準が変わったことによって、現役並み所得者に相当する人がいる世帯は、既に2015年から、平成27年8月から3万7,200円が4万4,200円に上がっていて、そしてことしの8月には、世帯内の誰かが課税をされていると、今の3万7,200円から4万4,200円に負担増というふうになりましたし、施設入所のコストも上がりました。何と言っても入所そのものが大変になっている現状であります。また、老老介護の厳しい現実、団塊の世代が75歳以上になるという2025年まで、さ

らなる負担増が待っているというふうに思います。介護保険制度としての目的は成り立っていないというふうに考えます。市民に対して常に負担を強いる制度の内容になっています。そういう点で反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 3番高橋美紀子議員。

◎3番（高橋美紀子） 私は、議案第56号 平成28年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

現在、急速に進んでいる少子高齢化の傾向は、本市においても例外ではなく、高齢化率は30%を超え、介護を必要とする高齢者が増加し、保険給付費も年々増加しておりますが、介護保険料を低く抑え、介護保険加入者の負担軽減を図っています。また、ことし4月から新たに実施された、介護予防日常生活支援総合事業に向けて、認知症施策の推進事業では、認知症初期集中支援チームを配置したり、生活支援サービスの体制整備においては、生活支援コーディネーターの配置をするなど、地域支援事業の充実を図っています。また、介護を必要とする人には、適正な介護サービスの提供に努めており、介護保険事業が健全に効率的に運営されていることは、高く評価されるものであります。

このことから私は、平成28年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 議案第57号 平成28年度黒石市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第69号 平成28年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第57号から議案第69号まで、合わせて13件を一括して、質疑、討論、採決いたします。

議案第57号から議案第69号まで、合わせて13件に対する委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

議案第57号から議案第69号まで、合わせて13件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成28年度黒石市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第69号 平成28年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて13件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第23 議案第70号 黒石市農業委員会の委員等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 第2条のところでお聞きいたします。現在、農業委員が15名で、プラス団体から選ばれているというふうに思いますけれども、それが13名になるわけなので、この内訳等はどうかお聞きいたします。

それから、第3条なんですけれども、農地利用最適化推進委員ですが6名とするということで、この仕事内容について詳しくお知らせ願いたいと思います。

それと、第4条の黒石の農業委員会委員選考委員会を設けるわけなんですけれども、これは10名というふうに下には書いていますが、どういう構成でやられるのか。公平性の中の構成はどういうふうになるのかお聞きしたいと思います。

それから、第7条第4項で、選考委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も同様とするというふうになると、一旦選考委員に選ばれた方は、墓場まで他言無用で持っていかなければならないということでは、きちんとした教育といたしますかね、そういうことも必要になってくると思うんですけれども、どうでしょうか。

それから、経過措置のところ、21ページから22ページになるんですけれども、21ページは今までの報酬が、22ページの報酬はちょっと下がるわけなんです。これは、どのようにして決めたのかが一つと、もう一つが、この金額そのものが他市と比べた場合に、どういう位置になっているのかお聞きいたします。

◎議長（北山一衛） 農業委員会事務局長。

◎農林部長農業委員会事務局長併任（高谷倉英） まず、農業委員の定数の関係でございますけれども、今現在、選挙委員の定数が15名、そして農業団体から、こちらは農協、共済、改良区からそれぞれ1名ということで、18名ということになってございます。今回13名にしたということで、その内訳、バランスというのがどうなるのかということでございますけれども、改正農業委員会法では農業関係団体からの推薦はないよということですが、改正後については、各農業関係団体にも自薦、他薦、団体推薦というのを考えてございます。一般の農家の方についてはもちろん、そして、農協、共済、改良区のほうにも団体として推薦していただけないかというような形にもなってございますから、各3農業団体についても農業委員となることは想定できます。

次に、農地利用最適化推進委員の仕事の内訳ということでございますけれども、まず、農業委員の仕事については、従来の仕事でございます。今回新しく設置することとなる農地利用最適化推進委員の仕事というのは、主に現場での活動になります。担い手への農地の利用集積、集約化、そして遊休農地の発生防止、解消といった農地の利用に関する現場活動が主なものになってございます。

それと、選考委員会のメンバーでございます。委員10名以内をもって組織するというところでございますけれども、現時点では農協からの代表者、そして農業生産組織からの代表者、そして農村女性リーダー、例えばVIC・ウーマンとかを想定してございます。そのほか、学識経験者などということで想定してございます。

それと、第7条第4項の選考委員会の件でございますけれども、選考委員会については、黒石市の非常勤職員というような扱いになりますので、地方公務員法の規定に基づいた形での取り扱いになるだろうというふうに考えてございます。

そして、報酬の件でございますけれども、決め方と他市との状況ということでございます。報酬については、旧3市、青森、弘前、八戸とは比較はしてございませぬけれども、近傍市、あとは経営規模等が類似している市との比較させていただいてございます。今回農業委員の報酬につい

ては、全般的に1割ほどカットした形での報酬の改定をさせていただこうということで、他市との比較につきましては、旧3市を除いた6市で比較しますと、平均では会長職で6万7,000円、職務代理者で3万5,000円、一般委員で3万1,000円というような状況になってございますので、他市のと状況を比較しても、黒石市はその中間点にあるのかなというふうに考えてございます。以上です。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 第2条のところの農業委員ですけれども、選挙が廃止されるので、そうすると私やりたいんですけれどもという方が優先になるのかなというふうに思うんですけれども。そうすると地域バランスとかもそこで調整がつかないことになるんですけれども、そういう点で先ほど言いましたけれども、農協とか共済組合、土地改良区が入っていましたけれども、今はそれをそういう団体名では入れないということになって、この制度もなくなったと。農業委員は市町村長の任命で一本化されますということだから。そうするとさっきのは、その団体から農業委員として推薦するとか出てほしいとか、13名の中にうまく組み込むようにするというようなことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、第3条の農地利用の最適化というのでは、現場が中心だということを今、言われましたけれども、例えば農業委員会が開かれたときに、この方たちも参加するというような仕組みになるのかどうか。それから6名ですから、これは全地域網羅するように配慮するとかということもあるのかお聞きします。

それから、女性とか青年とかも、どこの委員会に入れればいいのかというのは、農業委員になれば一番いいんですけれども、そういう方たちもぜひ入れるような、門を広げるみたいなのは考えているのかお聞きします。

◎議長（北山一衛） 農業委員会事務局長。

◎農林部長農業委員会事務局長併任（高谷倉英） まず、農業関係団体、農協、共済、改良区の3団体を考えてますけども、そちらの3団体から必ずしも推薦があるということではないというふうに思っています。もちろん農業委員の方については広く、農家の方であれば応募・公募できない方以外は誰でも農業委員となり得るわけですから、その中で3団体でも推薦して、こういう改正農業委員会法の中で応募・公募、団体からいかがですかというような通知をするのであって、必ずしもその団体から推薦があるものではないというふうには考えてはございますが。ただ、現状の農業委員プラス農家の方プラス農業関係団体の方にも、ぜひ農業委員となっただいて、農業委員会活動のほうを活性化させていただければというふうには考えてございます。

それと、農地利用最適化推進委員の6名の関係ですけれども、基本的に最適化推進委員の方

については、総会に出席するということは義務づけられてはいないんですけれども、ただ、総会の場において意見を述べるができるということでございますから、現時点で考えているのは、農業委員の方はもちろん会議のほうに出席しますし、最適化推進委員の方についても会議の場には出席していただくというふうには考えてございます。

それと、最適化推進委員の地域のバランスですけれども、黒石市内では人・農地プランを策定してございます。現在7地域で区分けしているんですけれども、黒石、浅瀬石・追子野木、六郷、山形、中野、沖揚平、厚目内という形で7地域定めております。7地域なんですけれども、厚目内、沖揚平地区については経営類型が同じでありますし、農家戸数もさほど多くないということで、それを一つの区域とみなして6人ということで、今回御提案申し上げたところなんですけれども、農業委員については地域指定、どこの区域ということでは定めていませんけれども、最適化推進委員については、できるだけ市内全域をカバーできるようにということで、6地域にそれぞれ最適化推進委員が出ていただけるような体制には持っていきたいというふうを考えてございます。

青年、あるいは女性の農業委員の関係ですけれども、今回の改正農業委員会法においても、年齢や性別に著しい隔たりがないように配慮しなければならないということがございますので、若い農業委員の方、そして女性の農業委員の方にも、ぜひ農業委員となっていただくよう、こちらのほうでも働きかけたい。ただ、これは努力義務でございますので、結果的にはどうなるかというのはわかりませんが、そのような活動については、していきたいというふうに思っています。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第24 議案第71号 黒石市青少年相談センター条例及び黒石市教育研究所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第25 議案第72号 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 26ページでお聞きいたします。第3条のところのクの(ア)のaのところですけども、ここに、連携してバンクの運用等の事業を行うというふうにあるんですけど、

ということなのか、イメージが湧かないのでお知らせ願いたいと思います。

それから、bのところの(a)は、甲というのは弘前の役割ということになるんですけども、ここで必要な経費が伴う、財政が伴う負担が出てくるといふようなことが書かれているので、どういふふうの流れていくのかお聞きいたします。

◎議長（北山一衛） 企画財政部長。

◎企画財政部長（阿保正一） ただいまの御質問にお答えします。まず、バンクの運用、要するに業務の内容ということでございますが、まず、空き家を所有の方、または空き地・空き家を所有の方が、バンクと言えはあれですけども、要するに協議会がホームページ的なものを立ち上げるんです。そこに登録したいという申し込みを受け付けます。逆にそれを利用されたい方々は、その登録された物件を見て、私この空き家をほしいとか、買いたいとかというのを仲介をすることになります。その仲介役を不動産関係の団体の方にお願ひする。また、金融関係の方には資金的な面の相談に応じていただく。そういうのを、今、弘前市で現行制度としてやっております。その制度を弘前圏域の市町村で運用していこうということでございます。それに伴う経費負担、当然でございます。初年度は、弘前市の現行システムの改修費も出ますので、それを含めまして270万円ほど今見込んでおります。それを、加盟する市町村で負担するという事で、当初分、黒石市は35万円ほど、今、想定してございます。それ以降は、27万円程度になるというふうに関現試算されております。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第26 議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第73号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります、黒石市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の

規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字乙徳兵衛町48番地

氏 名 五十嵐 勝 弘

生年月日 昭和27年9月1日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第27 議案第74号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第28 議案第75号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第29 議案第76号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第30 議案第77号 平成29年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第31 議案第78号 平成29年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第32 議案79号 平成29年度黒石市簡易水道特別会計補正予算(第1

号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第33 議案第80号 平成29年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第34 議案第81号 平成29年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第35 議案第82号 平成29年度黒石市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第36 議案第83号 平成29年度黒石市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第37 議案第84号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第4号）を
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） それでは、追加いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第84号は、平成29年度黒石市一般会計補正予算（第4号）であります。旧西十和田特定環境保全公共下水道事業許可計画区域において、生活排水による広域水域の水質汚濁を防止し、水環境の保全に積極的に協力したものに対し、協力金を交付するため、4款衛生費で特定環境保全協力金298万5,000円を追加し、財源として、2款総務費の減債基金積立金298万5,000円を減額し調整しました。

歳入歳出総額は、平成29年度黒石市一般会計補正予算（第3号）171億2,753万9,000円と変更はありません。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、当初提案の議案と合わせて、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

降壇

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） この協力金交付事業、特環が廃止になって、市民には公平にやらなければいけないということでは、大変いい事業なのかなと、そのように思っております。しかし、特環が廃止になったのは、たしか3月の議会に報告になったのかなと思ってました。しかし、当初予算ではこの協力金交付事業の予算がなかったわけですね。そして、当初予算になくて、今、補正しなければならぬ緊急性があったのか。その理由をお知らせください。

それと、第5条にあります、交付を受けようとする対象者は、平成29年12月20日までにという期限をつけております。この期限をつけた根拠をお知らせください。

それと、戻るんですけども、第3条の中に、対象者、平成13年4月1日から平成29年5月23日まで、ことしの5月までですね、このときは多分、特環を廃止したという地区の住民に説明があったことと思います。この後に合併処理浄化槽を設置した人は、多分一般の浄化槽の交付金の対象者になったと思うんですけども、この後に申請のあった人が、いるかいなか。5月23日までに設置したものに限りありますが、その後に設置した人がいたかいなか。以上3点。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） まず最初に、このたびの追加補正予算については、一般会計の4款衛生費の1項保健衛生費に計上しておりますが、合併処理浄化槽設置整備補助金関係の事務は、公営企業の建設部上下水道課が対応しておりますので、私から御説明申し上げたいと思います。

まず最初に、当初予算になかったのに、今、何で急に上がってくるのかということだと思いますけれども、当初予算に上げられなかった理由というのは、廃止の作業が順調にいくかということがあったわけでございます。そういうわけで当初予算には載りませんでした。ただこの事業の性格上、本来であれば廃止決定と同時にこの汚濁防止の関係の協力金を設定するべきであったんですが、何せ2月に廃止を決定して、今度は県、国の動向をまだ見守らなければならぬということもありまして、一緒にスタートすることはできませんでした。そういうこともあって、先の見通しが立たなかったということもあるんですが、これについては、もっと早く進めることはできたかと思うんですけども、どうしても9月の予算には当方の不手際もありまして、間に合わなかったということでございます。今この要綱案とかまとまって、上げれるということで、市の予算当局、あと議会对応当局、あと市議会のほうに追加計上して審議してもらおうということになったわけでございます。

交付の期間をことしの12月20日までにしたということについては、これについては、10月1日から12月20日まで、要綱上、現場検査もあるんですけども、スピーディーに進めるという

意味を込めて、この期間といたしております。

あと、平成13年4月1日から平成29年5月23日までの、この計画期間で旧計画区域を対象としていると。5月23日以降、通常ベースの合併処理浄化槽の補助金の申請はあったかということについては、なかったと認識しております。以上です。

◎議長（北山一衛） 6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） この第5条の対象者、平成29年12月20日まで、スピーディーにやる、10月1日からこれが決定して、たった2カ月間しかない、そしてまた雪も降ってくるということで、対象者を見れば、一応55人を見てるんですけども、12月20日までに、もし申請を忘れた場合、その人たちは対象になるのかならないのか。まあ、この下には市長が認めればというのがあるんですけども、対象者55人で、これで100%合併処理浄化槽対象者が間に合うのか。そして、この12月20日以降でも、そういう申請があった場合は認めるのか。以上2点。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） 今回対象予定者が55名ということをやっているんですけども、合併処理浄化槽設置者は県のほうに届けておまして、それで数が大体推測できるわけです。この55名に対しての申請マニュアルとか手順というのは、対象者がある程度確認できてございますので、リストを再確認して、はがきで通知すると。その後、毎戸訪問をかけて確認すると。そして申請してもらって、審査して、現場検査しての交付という段取りになってございますので、できる限り12月20日までには終わらせたいというふうに考えてございます。

後、万が一、県のほうに届けるとかなくて新しく発見された場合は、そういう趣旨に沿っているものであれば、漏れなく加えていきたいと考えております。

（「期限関係なく、12月20日以降でも」と呼ぶ者あり）

◎建設部長（三上亮介） はい、そうです。以上です。

◎議長（北山一衛） 11番工藤和子議員。

◎11番（工藤和子） ただ今のことですが、別に私は反対しているわけではありませんけれども、今の補正に出すというよりも、今現在55人ですが、またこれから新たに申請する人もいるかもしれませんので、来年の当初予算に出してもいいんじゃないか。なぜ今、この時期に補正で出すのかという、その辺をちょっとお聞きしたいです。

◎議長（北山一衛） 建設部長。

◎建設部長（三上亮介） 重ねての答弁になるんですけども、この事業については、廃止決定と同時に進むべき事業と認識してございます。できるだけ早く対応したいということでございます。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第38 議員提出議案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第39 議員派遣の件を議題といたします。

村上隆昭議員ほか15名から提出された、五所川原市で開催される青森県市議会議員研修会への議員派遣の件についてをお諮りいたします。

本件は別紙のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎議長(北山一衛) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 平成29年第3回黒石市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

本日の朝、8月29日に続き、北朝鮮より弾道ミサイルが発射され、日本上空を通過する事態が発生いたしました。市民の生命と安全を脅かす行為が繰り返されることに怒りを感じております。市では今後さらに、市民の安全確保及び危機管理体制の強化を図ってまいります。

さて、このたびの議会におきましては、平成28年度黒石市一般会計を初め、各会計の歳入歳出決算認定及び平成29年度補正予算など36議案につきまして、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決いただきまして、まことにありがとうございました。

先般開催されました黒石こみせまつりでは、実行委員会がこれまでの経験を生かしながら新たな試みを取り入れ、多くの来訪者でにぎわいを見せておりました。来訪者の皆さんにこみせ通りの歴史的な風景を堪能いただいたのではないかと考えております。今後も電線類の地中化や沿道の景観整備により、ここ黒石にしかない魅力ある空間の創出をさらに進め、観光交流の拠点として情報発信してまいります。

また、黒石の豊かな大地から品質の高い米や、りんごの収穫された広大な山々が美しい紅葉を描き出す季節を迎えます。この優れた素材を生かした黒石りんごまつり、中野もみじ山ライトアップなど、黒石を満喫できるイベントを予定いたしております。黒石にまた来たいと喜んでいただけるよう、おもてなしの気持ちを大切に、皆さんをお迎えしたいと考えております。

これからも、誇れる故郷くろいしを目指して、将来を見据えた市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様方のより一層の御理解、御協力をお願い申し上げまして御挨拶いたします。

降壇

◎議長(北山一衛) これにて、平成29年第3回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年9月15日

黒石市議会議長 北山 一 衛

黒石市議会議員 工藤 和 行

黒石市議会議員 工藤 和 子